



<研究ノート>維新时期岸和田藩財政の一端(和田貞夫  
谷山新良教授記念号)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤井, 定義 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00001742">https://doi.org/10.24729/00001742</a>

## 維新时期岸和田藩財政の一端

藤井定義

明治四年（一八七一）七月廃藩置県により岸和田藩は、旧藩名を冠して岸和田県となり、同時に版籍奉還時の同二年六月知藩事に任ぜられていた旧藩主岡部長職は、その職を免ぜられるが、さらに四年一月には全国の県を改廃し、三府七二県となったために、岸和田県は廃止、堺県へ統合されたので、その設置期間は、わずか五か月ばかりであったことになる。

このような維新当時の推移により、岸和田藩は終焉をむかえることになる。そこで本稿は、「明治四年岸和田藩明細表」<sup>(1)</sup>から、同藩最後の収支状況をみることにし、最終時点の藩財政とその歳出入の項目がどのようなものであったかを知ることとしたい。また歳出項目中最高額の家禄の決定方法と、さらに元当藩寺社奉行兼町奉行齋藤貞常（一八一三—一八〇〇）の『老の道草』<sup>(2)</sup>から武士の商法ならぬ農法にも触れ、これらを合せて当時の武士生活の困窮の程度も追求していくことにした。

## 一 歳 入

岸和田藩の草高（表高）は五万三、〇〇〇石、このうちには小物成一、五一四石四斗七升が含まれている。このほか新田高が六、〇二八石三斗二升三合二勺があり、合計五万九、〇二八石三斗二升三合二勺となっている。したがって同藩は維新時において約六万石の高ということになる。しかし現石すなわち物成（実収入年貢石高）を幕末の元治元年（一八六四）か

ら明治元年（一八六八）までの五カ年間をみると、次のとおりである。<sup>(3)</sup>

元治元年 米三万〇、九六二石三斗七升五合三勺

慶応元年 米三万一、八五三石一斗六升五合

同 二年 米三万一、七三六石九斗一升八合六勺

同 三年 米三万一、七四〇石八升八合七勺

明治元年 米二万六、〇〇四石五斗七升五合一勺

右平均 米三万〇、三四五石四斗二升四合五勺<sup>(ママ)</sup>

このほかに口米・夫米・出目米・諸役として、

元治元年 米三、六九七石三斗八升六合二勺

慶応元年 米三、六八二石八斗二升五合

同 二年 米三、六八三石一斗三升九合

同 三年 米三、六八二石二斗一升九合四勺

明治元年 米三、六八六石四斗九升四合二勺

此平均 米三、六八六石四斗一升一合一勺<sup>(ママ)</sup>

となっており、この両者の平均を合計すると米三万四、〇三一石八斗三升五合六勺になる。このほか商税（「明治四年岸和田藩明細表」によれば、この項は物産税金として砂糖・蜜柑・生姜・鬘鏡（税金無之）・木綿・紋羽布・油の税として記載されているので、この地方の特産物に対する税と思われる）として五カ年平均五九石一斗四升九合があげられている。したがって全歳入は三万四、〇九〇石九斗八升五合であった。これを明治四年の歳入の根拠としているようである。

二 歳 出

次に右歳入に対してどのような歳出がなされたかをみることにする。各支出項目は第一表を参照されたいが、最も支出額の多いものが士族家禄で六、六四二石余（全支出の一九・五%、以下同じ）、ついで卒給米三、五〇〇石余（一〇・三%）、そして知事家禄（旧藩主）の三、四〇九石余（一〇・〇%）という順になっており、これらはいわゆる人件費であり、計一万三、五五一石余（四〇%）を占めている。さらにこれに官禄三、〇〇〇石（八・八%）、元分地岡部文礼家禄一二〇石（〇・三%）、小吏並びに雇者給米五〇〇石余（一・五%）を加えると歳出

維新时期岸和田藩財政の一端

第1表 明治4年岸和田藩歳出入表

(単位 石)

歳 入 項 目	比 率	歳 出 項 目	比 率		
元治元～明治元年の 5カ年平均現石	34,031.835	99.8	知事家禄	3,409.095	10.0
商 税	59,149	0.2	岡部文礼家禄	120.000	0.3
			海陸軍費	3,068.189	8.9
			士族家禄	6,642....	19.5
			卒給米	3,500....	10.3
			小吏並に雇者給米	500....	1.5
			官 禄	3,000....	8.8
			陸軍予備	3,000....	8.8
			凶荒備	2,000.000	5.9
			営繕入用	700.000	2.0
			学館入費	1,000.000	2.9
			士卒両京往来路費	400.000	1.2
			救育所入費	500.000	1.5
			両京官邸入費	800.000	2.3
			堤防入費	1,200.000	3.5
			政庁諸局入費	700,000	2.0
			養老典	500.000	1.5
			楮幣五カ年引換之手当	1,000.000	2.9
			藩債25カ年割済之手当	2,000.000	5.9
			小 計	34,039.288	99.9
			残	51.667	0.1
合 計	34,090.985	100.0	合 計	34,090.985	100.0

「明治4年岸和田藩明細表」により作成。

の半分を越す人件費支出である。

ついで後述する規定にもとづいて海陸軍費の三、〇六八石余（八・九％）の支出があり、このうちの半分は海軍資金として新政府の大蔵省へ、五・九・一二月の三回に分納し、一回の上納額は五一石三斗六升五合となっている。<sup>(4)</sup> このほか陸軍予備費として三、〇〇〇石（八・八％）があり、計六、〇六八石余（一七・七％）の軍事費で、家禄につぐ高額支出ということになる。

その他一、〇〇〇石以上の支出をあけると、凶荒備費二、〇〇〇石（五・九％）、また同額の藩債二五カ年割済の手当がある。この藩債とは当藩の負債であろう。なお明治四年正月の会計調役の天朝へ届け出た「藩債之儀ニ付申上書」による藩債額は二八万八、五二四兩二分と永一〇六文七分七厘であると報告している。<sup>(5)</sup> この負債額をいまかりに米一石を八兩と換算すると約三万六、〇六五石余になるので、この一年間の歳入額を二、〇〇〇石近くうまわっていることになる。

このほかに堤防費一、二〇〇石（三・五％）、学館入費、また藩札と思われる楮幣五カ年引換えの手当が、それぞれ一、〇〇〇石（二・九％）の支出があった。

以上が目ぼしい支出で、合計三万四、〇三九石二斗八升八合になり、前記の歳入から差引くと、残五一石六斗六升七合の黒字になっているので、通常ならば次期繰越高ということになるが、廃藩後はどうなったであろうか。

### 三家 禄

次に前述の歳出中、最も高額支出の家禄がどのように決定されたかをみよう。

まず維新当時の家禄は、明治二年八月、藩知事から「現石十分之一を以て、家禄可被相定事」<sup>(7)</sup>と告知されているから、家禄は現石の一〇％にまで削減されたのである。太政官の翌三年九月の布告により、この点を具体的にみておくことにする。<sup>(8)</sup>

今般藩制別紙之通被仰出候、素ヨリ其綱領ヲ被掲候儀ニテ、節目施設之方ニ至テハ篤ト御旨意ヲ奉体シ、藩々其宜ヲ斟

酌シ、務テ旧弊ヲ除キ、有名無事ニ不涉、政績相頭候様尽力可致事

という方針にもとづき、次のように布達されたのである。すなわち

- 一、藩分為三物成、十五万石以上ヲ大藩トシ、五万石以上ヲ中藩トシ、五万石未滿ヲ小藩トス
- 一、石高ハ、草高ヲ不称、物成ヲ以テ可称事、但雑税金石八両立ニテ、本石高ニ可詰込事
- 一、藩庁

知事、大参事 不過二人、権大参事 有無其便宜ニ從フ、少参事 不過五人、権少参事 有無其便宜ニ從フ、小藩ハ之ヲ置カズ

以上掌見職員令

大属、権大属、少属、権少属、史生

以上分課専務スル所アルベシ、譬バ会計軍事刑法学校監察ノ類ノ如シ

右官員ノ多寡大中小藩ニ從テ可為適宜事

(中略)

一、藩高

譬バ現米十万石 内一万石知事家禄 残九万石 但公廩諸費常額追テ可被相定候へ共、当分左之通

内九千石 海陸軍費 但其半ヲ海軍資トシテ官ニ納メ、半ヲ陸軍資ニ可充事、残八万千石 但公廩入費士卒禄ニ充ベシ、尤精々節減シ、有余ヲ以テ軍用ニ可蓄置様可心掛事

一、官禄藩々適宜ニ任ズベキ事

(下略)

である。

これによれば石高は草高ではなく、物成で現わせというのである。したがって岸和田藩は現石三万四、〇三一石余と、雑税（商税）を金高で示したのち、これを石高五九石余と換算し、合計三万四、〇九〇石余の歳入になるのである。そしてこの現石高の一〇%が知事家禄三、四〇九石に当たる。この知事家禄について『老の道草』<sup>(9)</sup>は「当今御物成高を認るにつき御暮し方はまづ五百石の御暮しの由承り、いかにとりもく恐れ入りて落涙」と記しているから、相当減少になった様子である。そしてこの知事給を差し引いた残高三万〇、六八一石のうちの一〇%が前述した海陸軍費三、〇六八石余に当たるのである。

つぎに士族家禄について述べる。<sup>(10)</sup> まず士族軒数は四八四軒あり、その人員（世帯人数）二、一二人（男一、〇三八人・女一、〇八七人）であるので、一戸当たりの家族構成は四・四人になる。士族の家禄もまた知事家禄に準じ改められて、全家禄高は六、六四二石二斗、最高五〇石から最低八石までの二三段階に分けられ、詳細については第二表のとおりである。平均一軒当たりの家禄は一三石七斗になる。

卒給米をみよう。この人員は「明治四年岸和田藩明細帳」には掲載がなく、「明治四年岸和田県明細帳」<sup>(11)</sup>によれば五二二人になっている。この各給米高は七石五斗を最高に五石までの五段階に分

第2表 士族家禄・卒給米と軒数 (単位 石)

	家 禄		軒 数		家 禄		軒 数	
	家 禄	軒 数	家 禄	軒 数	家 禄	軒 数	家 禄	軒 数
士 族	50.0	2	12.3	2	9.8	0 (1)	23 (22)	
	35.0	9	11.8	0 (1)	9.4	1	1	
	28.0	24	11.6	3	9.2	1	1	
	22.0	18	11.4	2	9.0	29	0	
	16.0	74	11.0	11	8.8	7	77	
	13.0	172 (174)	10.8	3	8.4	13 (11)	70	
	12.6	13 (11)	10.2	8	8.0	484 (485)		
	12.4	7	10.0	5	6,642.2			
卒 給 米	7.5	—	6.0	—				
	7.0	—	5.0	—				
	6.5	—	3,385	(522)				

「明治4年岸和田藩明細表」により作成。  
 ( )内は「明治4年岸和田県明細表」による。  
 なお藩明細表の士族家禄の計は6,626.4石で相違するがそのままし、県明細表は合致している。  
 各卒人員の記載はなし。

けられており、計三、五〇〇石が支給された。一人当たりになると、六石七斗余になるが、各卒給米ごとの人数は掲げられていないので明らかにできない。<sup>(12)</sup> なお卒について落合保氏の『岸和田藩志』<sup>(13)</sup>によると、「明治四年七月廃藩の際、卒以下の官に雇用せるものは五十八人で、三百六十三人は手当<sup>五十兩・三十兩</sup>の三種を与へて解雇した事が覚書に見えるから、去年閏十月現在の五百五十七人中百三十六人は、三年十月から四年七月までの間に、自然減少又は解雇となったものと推定せらる」と述べているので、これからして、卒で官に新規採用されたものは、わずか一〇%程度ということになるから、他の九〇%の卒は、農・工・商などの各職業に就くか、または失職ということになる。また後日いわゆる一時金(奉還金)を受け取ったものは、卒中六五%、何も下賜されなかったものが二五%もいたという有様であったという。なお武士を士族と卒に別け、禄制が制定されたのは二年一二月であった。<sup>(14)</sup> また五年九月、卒四八五人中二二五人(内七石給一一二人、六石給一一三人)が士籍に編入され、残りの二六〇人(七石給一〇九人、六石給一四五人、五石給六人)は民籍に編入されている。<sup>(15)</sup>

#### 四 武士の農法

武士の商法という言葉はよく用いられるが、当時の武士が農業に従事すると、どの程度の収入が得られるだろうかということについて、明治三年一月朔日の筆記にかかる斎藤貞常の「老の道草」の「当節武家おひく衰へるにつけ、帰農々と云ひければ、百姓一人にて働き、其徳分を聞けるに」を引用して述べることにしたい。

岸和田藩の武士帰農については、明治三年一二月、弁官宛のなかで、

「従前准士と唱来候モノハ皆卒に貶シ候、冗卒は従前勤仕の年限に応シ、相当扶助金差遣シ、農商ニ令帰着候」<sup>(16)</sup>

と届け出ている。このことから推察して当藩の卒に対して帰農を命じているようである。このような卒達は一時金を拝受してどのような収益をあげたであろうか。

「老の道草」の帰農は、上田三反、この高四石五斗を銀三六貫目を借金して購入したところから始まる。この三反を耕作



して作米が六石六斗、一反当たり二石二斗の収獲になる。このうち支出は租税諸入用三石二升五合、肥料代一石、残って二石五斗七升五合になる。金に換算すると、金一両に付米一斗四升三合であるので、金一八両になるという。さらに大豆一斗五升の収獲がこれに加わる。代金にして三分、先の米の代金と合せて、一八両三分になり、金一両は銀二四〇目替の相場にすると銀四貫五〇〇目になる。これに蒿代一貫二〇〇目を加えて合計五貫七〇〇目になる。これが購入した上田三反で働いた表作の作徳分であった。

さらに裏作として、三反のうち一反分は麦作を行い、麦一石五斗、二反分に菜種を作付け、一石四斗、代金としてそれぞれ一貫五〇〇目、計三貫目の収入をあげたのである。このうち肥料代が一貫五〇〇目かかっているので、残りは半分の一貫五〇〇目になる。そこで表作裏作を合計すると七貫二〇〇目、これが作徳になる。

さらにこの購入した上田三反の宛米（有畝の生産高）が四石八斗あり、このうち三石二升五合を租税諸入用として納めているから、残は一石七斗七升五合、金に換算すると一二両一分二朱、さらに銀に替えると、二貫九七一匁になる。全作徳は一〇貫一七一匁になるのである。

ところが借入金三六貫目の利子を月二分とすると、七貫二〇〇目になる。つまり宛米分の二貫九七一匁が手元に残ることになる。故に「右之通三反の田地を汗水になり作りて、やうく其身一分くふだけの事」になるという。これが当時の武士の農法であったわけである。

なおこの記述からして、当時米一石は金六両三分三朱、金一両銀二四〇目替えとして計算しているから、米一石は銀一貫六五六匁見当になる。

当時の成人男子一年間の米の消費量はほぼ一石であったところから、これだけ消費すれば、実際に手元に残るのは七斗七升五合である。この七斗七升五合で、他の生活必需品を購入するということになると、本当に「其身一分くふだけの事」は間違いなく、家族の米代はもちろん生活の余剰はなく、さらに何時になれば、元金の返済ができるようになるのか、という

疑問も出てくるのである。とにかくこれが当時の帰農武士の生計状態であり、困難な生活実態を示しているのである。ちなみに前述の卒最高手当五〇両ほどの程度の土地が購入しえたであろうかをみておく。田一反が銀一二貫目になり、金二両は銀二四〇目に相当するとして、丁度一反歩になるから、逆に上田一反分の購入資金を得たことになる。

以上岸和田藩最終時期の歳入・歳出額と、それぞれの収入・支出の各項目、そして武士の家禄とかれらの帰農経営にも触れた。

維新という社会・経済の変革のなかで、廃藩とそれによる家禄の削減から、武士身分の喪失という事態の推移に直面せねばならなかったかれらの苦難の一端を、わずかながら垣間見たつもりである。

## 注

- (1) 岸和田市所蔵「明治四年岸和田藩明細表」(『岸和田市史』第七卷一〇三頁)。
- (2) 斎藤貞常『老の道草』(泉州史料『岸藩維新事情』三八―三九頁)。
- (3) 斎藤貞二所蔵「明治四年岸和田藩財政一件覚」のうち「平均訳之事」(『岸和田市史』第七卷二四五―二四六頁)。
- (4) 同右のうち「藩債之儀ニ付申上書」(同右、二五四頁)。
- (5) 同右。(同右、二五二頁)。
- (6) 同右。(同右、二五四頁)。
- (7) 相沢正彦編『岸和田志』(一五七頁)。
- (8) 明治三年九月十日太政官布告(明治三年『法令全書』三三八―三三九頁)。
- (9) 斎藤貞常『前掲書』(同右、四二頁)。
- (10) 家禄は、旧藩時代のを廃止し、旧高を現石に採算し、さらに改正現石制に改めた。ここではこの改正現石を示している。なおこの間の改定については落合保著『岸和田藩志』(二六四―二六九頁)に掲載されている。
- (11) 岸和田市所蔵「明治四年岸和田県明細表」(『岸和田市史』第七卷一〇四頁)。

- (12) なお、卒の各区分ごとの人数について、落合保著『岸和田藩志』(二七〇頁)に記してはあるが、合計とは一致しない。また卒給米について「明治四年岸和田藩明細表」のなかで、三、五〇〇石余と、三、三八五石との二種類記しているが、ここでは一応三、五〇〇石にした。
- (13) 落合保著『岸和田藩志』(二七一頁)。
- (14) 『明治前期財政経済史料集成』第八卷四一三頁。
- (15) 内閣文庫所蔵『府県史料』。
- (16) 落合保著『前掲書』(二五九頁)。

(付記) 本ノートで使用した史料は、岸和田市史編さん室で収集されたものである。厚くお礼を申し上げます。